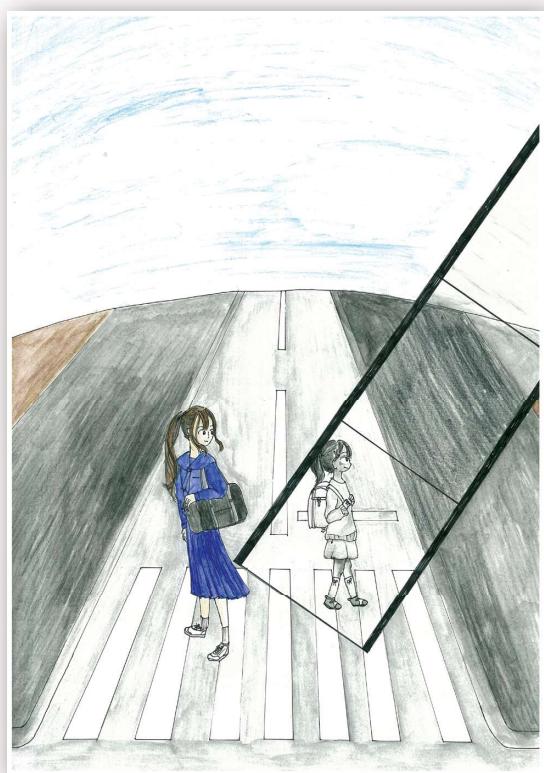


資 料 編





1 「地域共生社会」の実現に向けた動向

平成 27 年 9 月	厚生労働省「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」の公表 厚生労働省「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」（平成 28 年度予算化）
平成 28 年 6 月 7 月 10 月 12 月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置 地域力強化検討会中間とりまとめ 厚生労働省「「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業」（平成 29 年度予算化）
平成 29 年 2 月 5 月 6 月 9 月 12 月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法などの一部を改正する法律案）を国会に提出 『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定 社会福祉法改正案の可決・成立 改正社会福祉法の公布 地域力強化検討会最終まとめ 厚生労働省三局長合同通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法の施行（地域福祉計画が福祉の分野別個別計画の上位計画へ）
令和元年 5 月 7 月 12 月	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2 年 3 月 6 月	社会福祉法など改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法などの一部を改正する法律案）を提出 社会福祉法など改正法の可決・成立、公布
令和 3 年 3 月 4 月 6 月	厚生労働省三局長合同通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正 改正社会福祉法の施行（重層的支援体制整備事業の創設） 「重層的支援体制整備事業の実施について」（実施要綱）通知の発出

厚生労働省（2020）「『地域共生社会』の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯」を参考に加筆作成

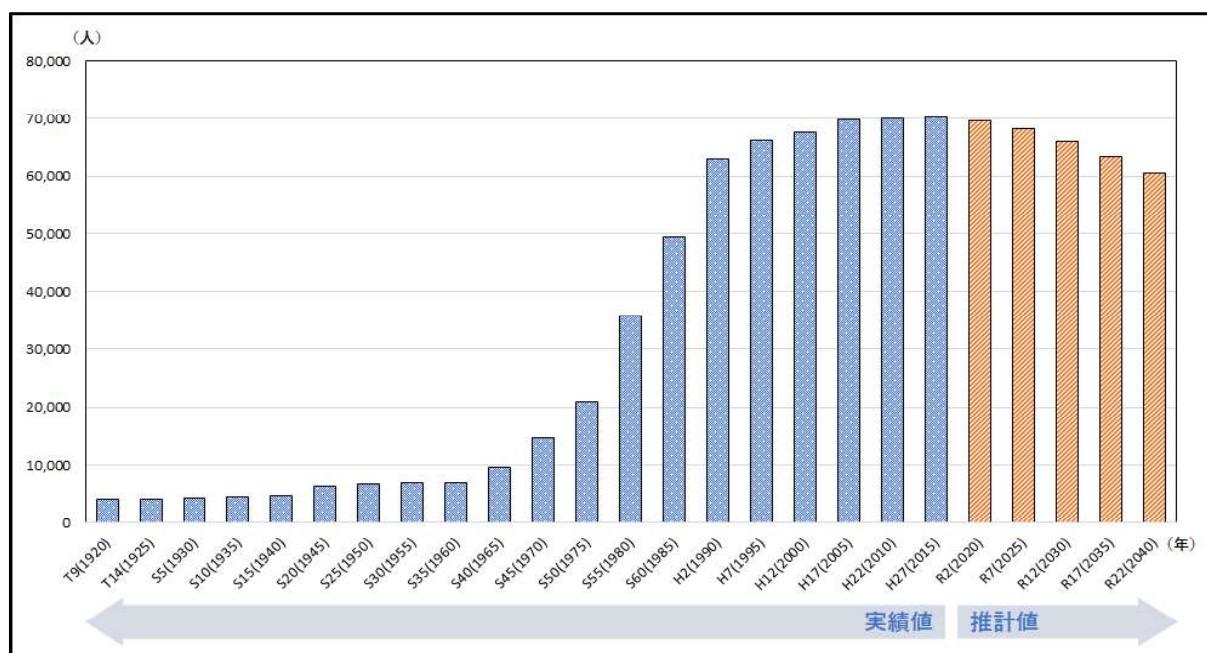
2 市の現状

本市の人口は、10年間7万人前後を推移してきましたが、今後の人口は、一貫して減少するものと予想されています。

年齢別にみると、老人人口（65歳以上の人口）の割合は増加し続ける一方、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（0～14歳の人口）の割合は減少し続ける見込みです。

特に、令和2年から令和12年までの年少人口割合の減少速度が、県内市のうち第2位と、急速な少子化の進行が予想されています。

■鶴ヶ島市的人口の推移

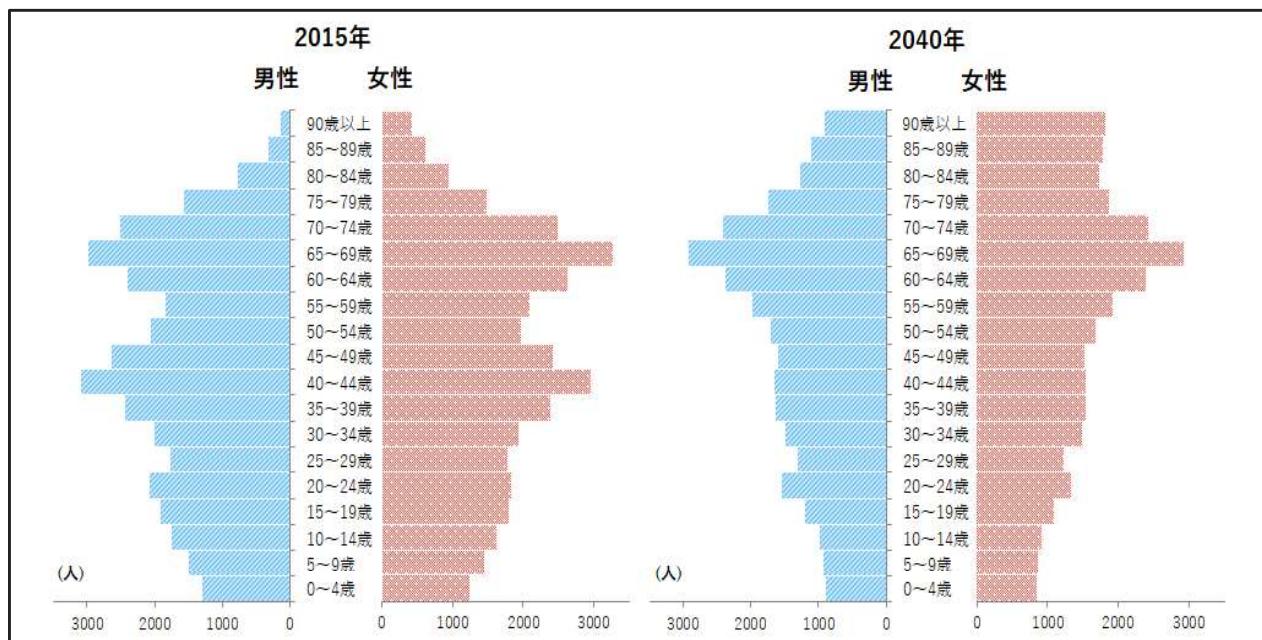


資料：第6次総合計画より

「国勢調査（総務省）」、「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」

※2015年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値

■鶴ヶ島市の人口ピラミッド（2015年→2040年）



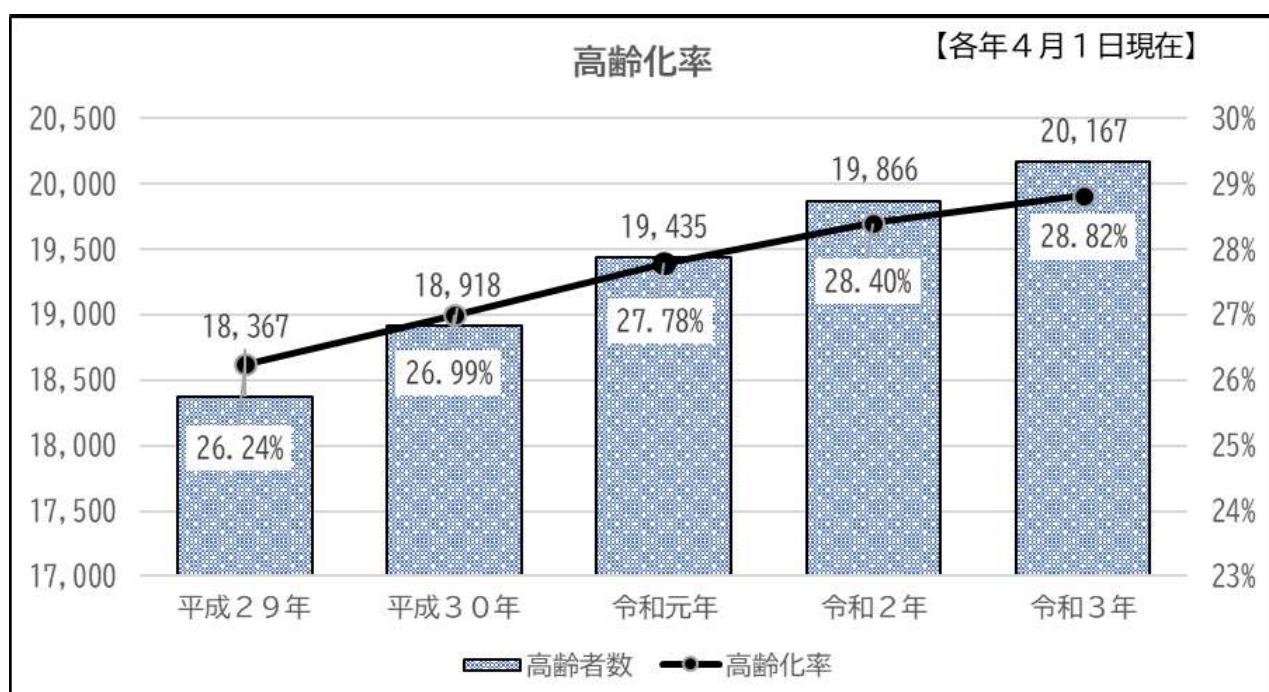
資料：第6次総合計画より

「国勢調査（総務省）」、「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」

※2015年は「国勢調査」のデータに基づく実績値、2040年は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値

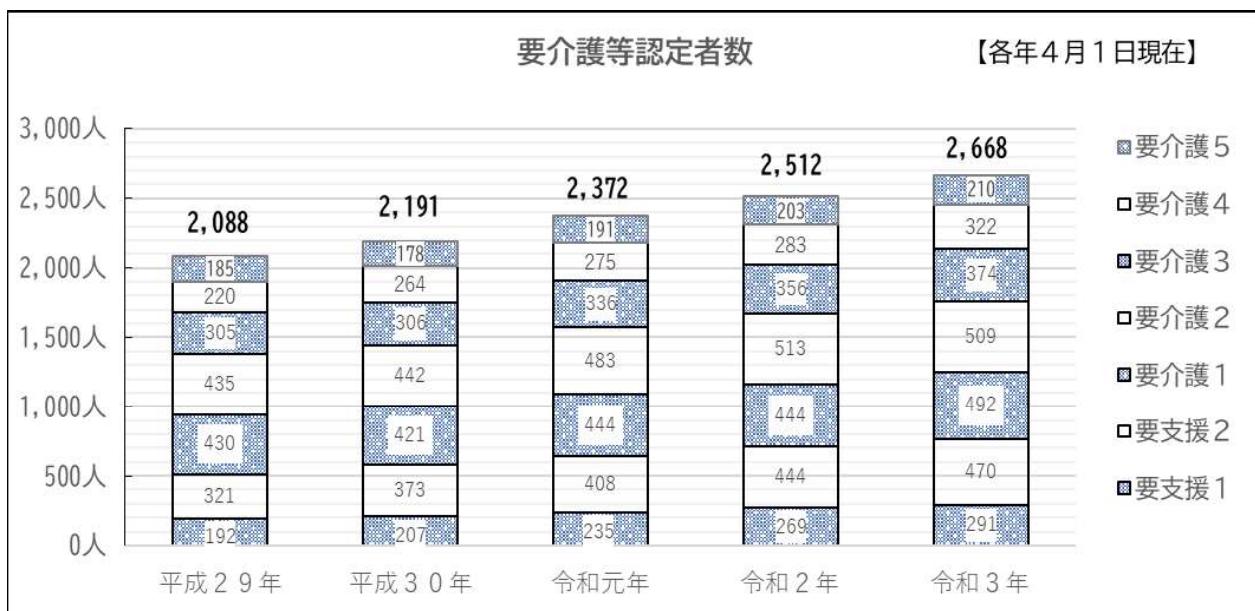
■高齢化率

高齢化率は、令和3年は28.82%で、平成29年の26.24%と比べ、5年間で2.58%上昇しています。



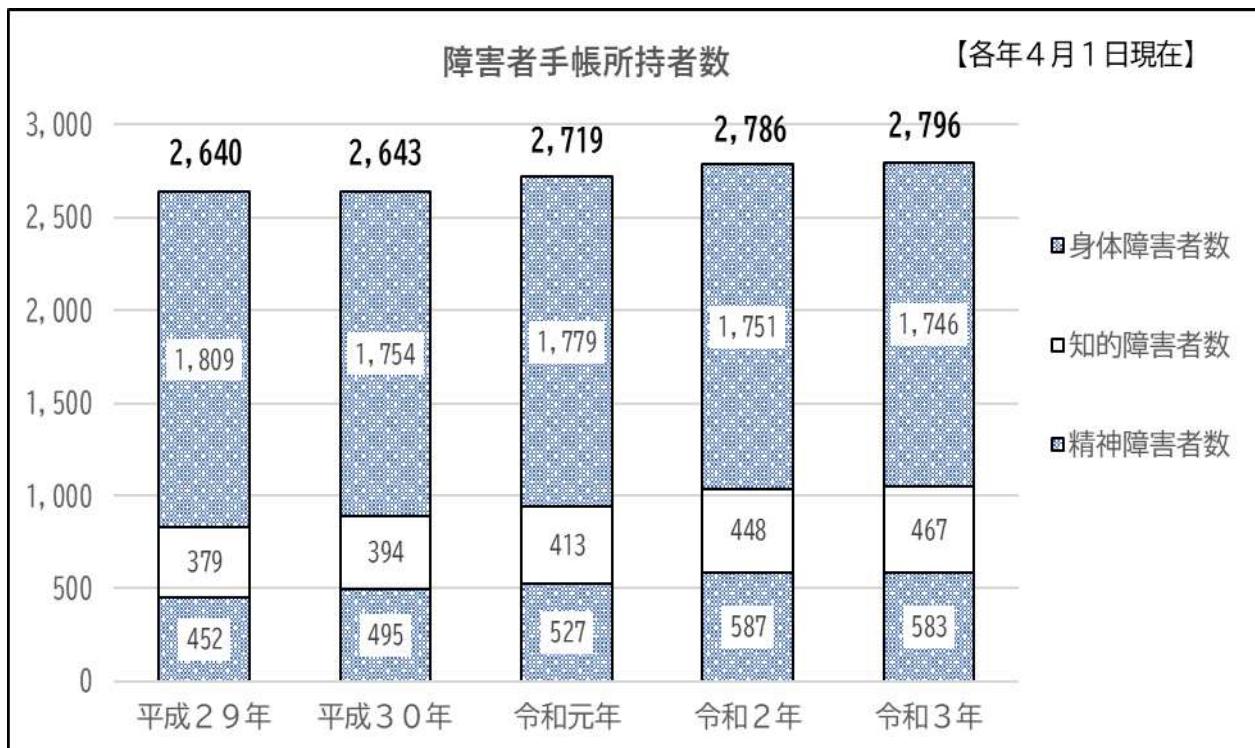
■要介護等認定者数

要介護等認定者数は、令和3年は2,668人で、平成29年の2,088人と比べ、5年間で580人増加しています。



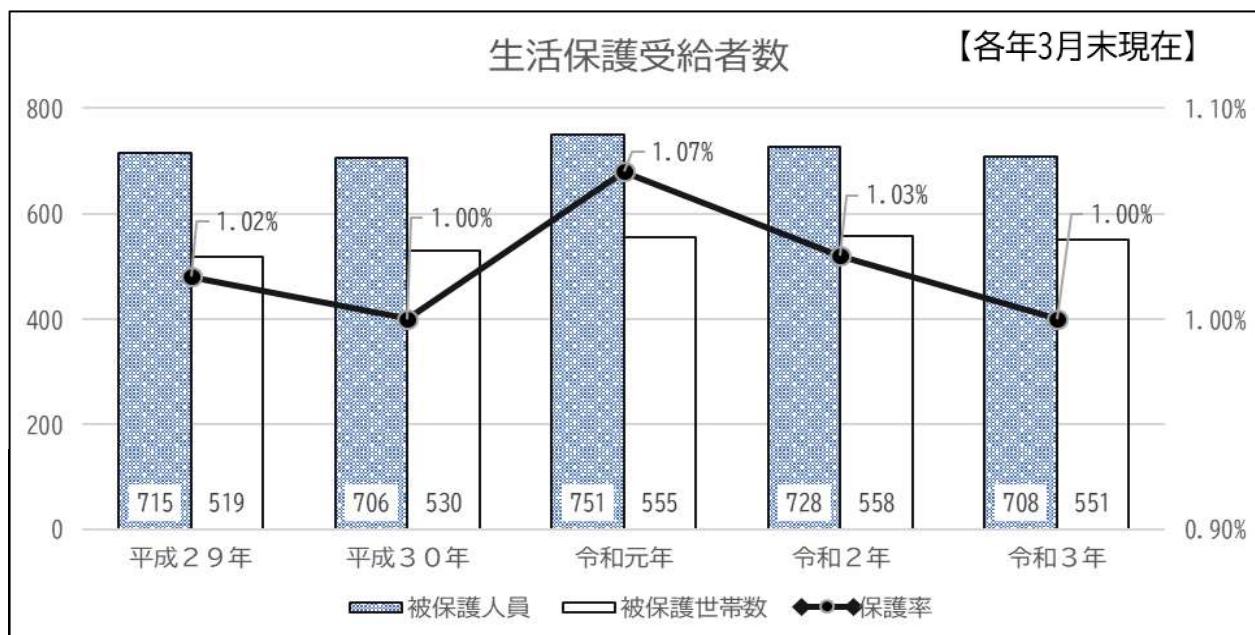
■障害者手帳所持者数

障害者手帳の所有者数は、令和3年は2,796人で、平成29年の2,640人と比べ、5年間で156人増加しています。



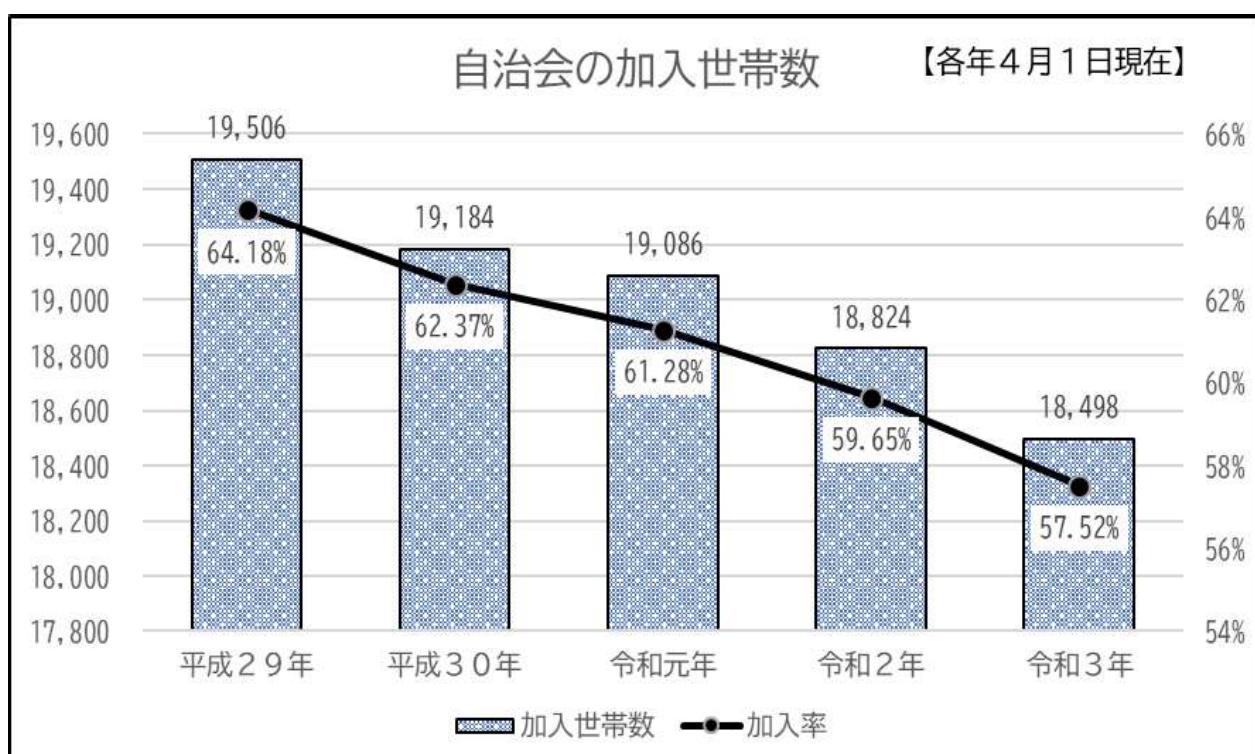
■生活保護受給者（世帯）数

生活保護受給者は、平成 29 年は 715 人（519 世帯）で、令和 3 年は 708 人（551 世帯）となっており、700 人代（500 世帯代）を推移しています。



■自治会の加入世帯数

自治会加入世帯は、平成 29 年は 19,506 世帯（64.18%）で、令和 3 年は 18,498 世帯（57.52%）と年々減少し続けています。



3 各調査及び地域別懇談会の結果公表について

「市民意識調査」、「事業者（専門職）・団体アンケート」、「子ども意識調査」、「地域別懇談会」の結果は、報告書として、市および社会福祉協議会ホームページで公開していますので、詳細はそちらをご確認ください。

市民意識調査

事業者・団体アンケート



子ども意識調査

地域別懇談会



市ホームページ

鶴ヶ島市地域福祉計画

鶴ヶ島市地域福祉計画および関連資料がご確認いただけます。
<https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/dir007093.html>

4 市民意識調査の概要と結果

(1) 調査目的

市民の地域福祉に関する意識、実態などを把握し、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基礎資料とする。

(2) 調査概要

調査の対象：1,000人（無作為抽出）

有効回収率：有効回収率51.5%（515人から回答）

調査の実施時期：令和2年10月14日（水）～10月31日（土）

調査方法：郵送方式

調査内容：1. 基本属性（7項目）、2. あなたと地域のことについて（6質問）、
3. あなたの普段の暮らしについて（6質問）、4. 自由回答欄

(3) 調査結果のまとめ

①地域福祉を支える人材育成の必要性

地域活動の担い手不足が示されました。この課題を解決する方法として一般的な福祉教育ではなく、具体的なボランティア養成講座や市民活動支援講座、地域活動入門講座などの対象を絞った取り組みが必要です。

②地域とのつながりの必要性

市民が考える地域の範囲は「ご近所」や「自治会」という小地域ととらえる方が多く、身近な地域で参加しやすい取り組みが大切なことがわかりました。

また、隣同士のつき合いやつながりは、前回調査時よりもやや少なくなっています。「挨拶する程度」が多く、「世間話や立ち話をする」程度へ関係性を深める工夫が必要です。

③地域福祉の情報発信の必要性

SNSを活用した福祉情報の提供、スマホやパソコンが苦手な人のための教室などの情報支援が求められています。

各相談機関の認知度は、社会福祉協議会は3人に1人、地域包括支援センターは4人に1人が「知っている」と答えています。この2つの機関は他の相談支援機関よりも認知度が高いですが、より一層の認知度を高める努力が必要です。

5 事業者（専門職）・団体アンケートの概要と結果

(1) 調査目的

市内事業者及び市民活動団体に対して、地域福祉に関する意識、実態などを把握し、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基礎資料とする。

(2) 調査概要

調査の対象：事業者 88 法人、市民活動団体 64 団体、サロン 79 団体

回答 総 数：170 件

調査の実施時期：令和 2 年 12 月 9 日（水）～12 月 31 日（木）

調査方法：郵送方式及びインターネット回答

調査内容：1. 基本属性（5 項目）、2. 地域福祉に関する質問（10 質問）

(3) 調査結果のまとめ

①包括的な支援体制づくりの必要性

「活動をしていくうえで、連携していく必要があると思うところ」として、地域住民と社会福祉協議会が最も多く、次に自治会、市の高齢者担当課、地域支え合い協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市の障害者担当課、医療機関、小学校・中学校などが挙げられました。こうした機関・団体が集まり、交流できる機会を設けることが必要とされています。

また、「縦割りによる弊害を感じることがありますか」との問い合わせに「ある」と回答した方が全体の 4 分の 1 でした。具体的な事例として「就学から就労時など支援の切れ目での引継ぎが弱い」や「意見交換の場が少ない」などの意見があり、各分野の横断的な連携や支援を検討することなどが求められています。

②見守り、支え合いの推進の必要性

高齢者への対応を求める声が多くあがりました。

「一人暮らしの高齢者が増し、様子がわからない」「地域を支える高齢者が減り、見守り、支え合いの担い手がいなくなる」「自治会により見守り声かけ運動に対する理解度に差や認識の違いがある」などの意見が挙げられました。地域での見守り、支え合いの推進が求められています。

6 子ども意識調査の概要と結果

(1) 調査目的

子ども達が福祉について考えるきっかけをつくり、子どもならではの新しい発想を計画に盛り込み、鶴ヶ島市の未来像（めざすまちの姿）を明らかにする。

(2) 調査概要

調査の対象：小学校5年生528人、中学校2年生541人

回答総数：1,069件

調査実施時期：令和2年11月30日（月）～12月25日（金）

調査方法：先生がクラスで配付し、その場で回答後、回収

設問数：6問

(3) 調査結果のまとめ

①地域で相談し合える仕組みづくりの必要性

「ふだんのなやみごとを誰に相談しますか」についての問い合わせに対して、小学生・中学生ともほとんどの回答が家族や友達、学校関係者でしたが、「近所の人」と回答した小学生は3%、中学生は2%いました。

家族や学校関係者の他に相談できる大人がいることは、大切なことです。今後、地域で相談できる相手や機会を増やす取り組みが必要です。

②地域の強みを活かした施策の必要性

「地域のよいところは」に対して、小学生は「近所に遊べる友達がいる」が一番多く、次いで「水害など自然災害が少ない」の順でした。中学生は「コンビニやスーパーが近い」が一番多く、次いで「水害など自然災害が少ない」の順でした。

自然災害が少ないことが市の強みと感じていることがわかりました。強みを最大限に活用しつつ、災害被害を少しでも減らすため、地域で支え合い乗り越えることができる仕組みづくりが必要です。

③子どもたちに好かれる市の福祉計画づくりの必要性

「福祉を色で表すと何色ですか？それはなぜですか？」についての問い合わせに対して、選ばれた色は、「緑・橙・黄色・ピンク・赤」のいずれも暖色系でした。理由として「やさしい、あたたかい、明るい、自然、助け合い」という回答でした。

こうした子どもたちの福祉に対する肯定的なイメージを大切にしつつ、子どもたちに好かれる市の福祉計画づくりが必要です。

7 地域別懇談会の概要と結果

(1) 調査目的

小学校区ごとに市の課題やニーズだけでなく強みや良さを共有することで市の将来について考える。

(2) 実施日及び参加者

【新町小学校区・南小学校区】	令和3年10月4日	32名
【鶴ヶ島第二小学校区・藤小学校区】	令和3年10月6日	39名
【栄小学校区・杉下小学校区】	令和3年10月7日	48名
【長久保小学校区・鶴ヶ島第一小学校区】	令和3年10月8日	40名

(3) グループ討議のテーマ

- ・コロナ禍で「地域のつながり」の必要性を感じたこと
- ・私たちそれが地域でどんな役割を担えるのか

(4) 主な意見

- ・コロナ禍により、つながりが薄れ集まれる場所がなくなった。(市民センター、サロン、子ども食堂) 引きこもってしまい、孤立孤独が広がっている。
- ・高齢者、子育て世代、外国人など、さまざまな人が影響を受けている。
- ・会話や人が会うこと・あいさつの大切さが、コロナ禍により分かった。
- ・さまざまな地域活動で、担い手の不足、高齢化、参加者が偏ってしまう。
- ・これまでの活動ができなくなり、特に高齢者の自立度が落ちている。(フレイル、認知症の方が増加) 介護保険に移行する方が多い。
- ・情報が入らない方も多い。情報格差により、不自由さが増している。
- ・市にはたくさんの活動をしている方がいることがわかり、心強く思った。
- ・自分が元氣でいること。散歩や会話、声かけをする。
- ・聞き役になる(子育て世代、孤立している方など)話を聞いてあげる。
- ・さまざまな人の受け皿になる。地域課題を把握し、解決策を地域で考えたい。
- ・地域のつなぎ役になりたい。次世代につなぎたい。企業などともつなぐ。
- ・コロナ禍により、オンライン(パソコン、スマホ、LINE、Zoom)の活用ができるようになり、つながれるようになった。新しいつながりが増えた。新しい趣味も増えた。

8 関係条例など

(1) 鶴ヶ島市地域福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第1条に規定する地域福祉を推進するため、鶴ヶ島市地域福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画(次号において「地域福祉計画」という。)の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内において法第2条に規定する社会福祉事業に従事する者
- (3) 市内において地域福祉に関する活動を行う者
- (4) 地域福祉に関し学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の諮問に対する答申の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議への出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、鶴ヶ島市の地域福祉を推進するため、地域福祉活動計画の策定および現状課題を踏まえた計画の進行管理を行うため社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を鶴ヶ島市地域福祉審議会と共同で設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、地域福祉に関し識見を有する者、福祉関係者、地域住民のうちから協議会会长が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するまでの期間とする。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、特定事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する部会長及び委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、協議会会长が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(3) 鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議等設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）及び鶴ヶ島市地域福祉計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（庁内調整会議の所掌事務）

第2条 庁内調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に係る関係行政部門間の課題及び施策の連携推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（庁内調整会議の構成）

第3条 庁内調整会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 庁内調整会議の代表は副市長がこれに当たり、健康福祉部長がその補佐を務めるものとする。

（庁内調整会議の会議）

第4条 庁内調整会議の会議は、代表が招集する。

2 庁内調整会議の代表は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 代表の補佐を務める者は、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

4 代表は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（ワーキンググループの所掌事務）

第5条 ワーキンググループは、庁内調整会議の下で、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に係る資料収集、調査及び検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、庁内調整会議が必要と認める事項

（ワーキンググループの構成）

第6条 ワーキンググループは、庁内調整会議が指名する職にある者をもって構成する。

（任期）

第7条 庁内調整会議及びワーキンググループを構成する者の任期は、地域福祉計画の策定までとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内調整会議及びワーキンググループの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長

総合政策部長

総務部長

市民生活部長

健康福祉部長

健康福祉部参事

都市整備部長

教育部長

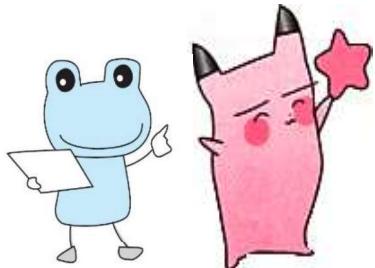
教育部参事

鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議名簿

所 属 等	氏 名
副市長	新井 順一
総合政策部長	袴田 健
総務部長	丸山 昭義
市民生活部長	町田 偉将
健康福祉部長	高沢 嘉晴
健康福祉部参事	長島 きぬ子
都市整備部長	笠原 修一
教育部長	伊東 栄治
教育部参事	谷ヶ崎 仁

鶴ヶ島市社会福祉協議会

イメージキャラクター



ゲーコ

第3次計画

イメージ

キャラクター



メルメル

鶴ヶ島

イメージキャラクター



つるゴン

つる♡ほっとちゃん

キャラクター
イラスト

フルタ ハナコ

Hanako Furuta
鶴ヶ島在住 イラストレーター

フリーランスのイラストレーター16年目
小学生2人の母です

キャラクターを作り、絵を描くお仕事を
することで、鶴ヶ島市がもっと楽しく
ステキなまちになるように協力&
応援していきたいと思っています!

「つる♡ほっとちゃん」も
かわいがってもらえたら嬉しいです
鶴ヶ島サフランのキャラクター
サフランずもよろしくお願ひします!



市及び社会福祉協議会では、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に伴い、未来を担う子ども達に表紙絵の募集をしました。中学生から多数の応募があり、13作品を本計画に掲載しました。ご協力ありがとうございました。



青木さん



中島さん



福田さん



辰口さん



小川さん



梅沢さん



横山さん



渡部さん



窪田さん



阿部さん



福嶋さん



小島さん



大渕さん